

## 熱中症対策の運用規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、豊川サッカー協会の「施設利用時の安全対策規程」における熱中症対策に関する運用を定めることを目的とする。

### （WBGT 計の保管場所）

第2条 施設における WBGT 計の保管場所は、次のとおり。

- (1) 豊川市サッカー場：事務所（管理人）
- (2) 豊川市赤塚山公園市民のスクエア：倉庫
- (3) 豊川市陸上競技場：事務所（管理人）
- (4) 豊川市音羽運動公園：事務所（管理人）
- (5) 豊川市スポーツ公園サッカー場：倉庫

### （WBGT 計の使用方法等）

第3条 施設の WBGT 計を使用する場合は、WBGT 計を各施設の事務所内の管理人もしくは倉庫から借り受け、試合開始 30 分前に WBGT 計の数値（WBGT 値、外気温）を計測する。また、使用後（最終試合終了後）は施設の保管場所に責任をもって返却することとする。

測定方法は、必ずピッチ上で WBGT 計の黒球が日影にならないように計測する。計測時の高さは 120cm 辺りとする。（プレーする選手の平均身長<sup>の</sup> 2/3）

### （報告および判断）

第4条 1種の大会および試合においては、次のとおり対応することとする。なお、2～5種の大会および試合においては、各種別の担当理事の判断により対応することとする。

- (1) WBGT 計にて 31℃以上（人工芝 28℃以上）となる場合  
もしくは外気温が 37℃を超える場合
  - ①当番チームは、競技部理事に電話にて、WBGT 計の数値など状況を報告し、試合開始の是非の判断を仰ぐ。
  - ②競技部理事の判断によって試合を中止にする場合、競技部理事は協会サイト内の BBS と Facebook にて、試合中止（延期）のアナウンスを行う。
- (2) WBGT 計にて 28℃以上となる時刻が試合時間に含まれる場合
  - ①当番チームは、競技部理事に電話にて、WBGT 計の数値など状況を報告する。
  - ②当番チームは、施設利用時の安全対策規程第 5 条（2）の対策を講じる。
  - ③当番チームは、試合中も WBGT 計の数値が上がる可能性があるので、毎試合キックオフ前に数値を計測する。

附 則

- 1 この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。